

大津町障がい者基本計画

【序論案】

令和5年8月

大津町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨と背景	2
(2) 障がい者支援に関する法整備の動きについて	3
2 計画の位置づけ	4
(1) 法令等の根拠について	4
(2) 本計画の対象となる方について	4
(3) 計画の位置づけ	5
(4) 計画の期間	5
3 計画の策定体制	6
(1) 住民アンケート調査	6
(2) 団体ヒアリング調査	6
(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所）	6
(4) 事業所ヒアリング調査（一般企業）	6
(5) 策定委員会の実施	6
(6) パブリックコメントの実施	6
4 計画策定にあたって踏まえるべき事項	7
(1) 国の第5次障害者基本計画について	7
(2) 障害福祉サービス等の基本指針について	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）について	9
(4) 「重層的支援体制整備事業」について	10
第2章 本町における障がい福祉の現状.....	11
1 本町の現状	12
(1) 人口の状況	12
(2) 障害者手帳所持者の状況	13
(3) 就学前における手帳所持者の状況	18
(4) 特別支援学級の状況	18
2 各種調査結果について	19
(1) 住民アンケート調査	19
(2) 団体ヒアリング調査	32
(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所）	33
3 今後の課題について	35
(1) 差別の解消と権利擁護について	35
(2) 福祉サービス等の生活支援について	35
(3) 社会参加の推進について	35
(4) 防犯・防災に向けた取り組みの充実について	36
(5) 障がい児支援の充実について	36

第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念等について	38
(1) 基本理念	38
(2) 基本方針	39
(3) 施策の体系	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

本町においては、平成14年3月に「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本目標に掲げた「大津町障がい者福祉計画」を策定し、障がい保健福祉施策の推進に努めてきました。

また、平成19年3月には、「大津町障がい者福祉計画」に掲げた基本理念等を継承するとともに、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「大津町障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず全ての住民がいきいきと共に暮らすことができるように、ノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

このたび、「大津町障がい者基本計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。

(2) 障がい者支援に関する法整備の動きについて

国において、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年に署名したことや、批准に向け、平成21年に障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに、その後もさまざまな法律の整備や改正によって、障がい者支援の充実が図られています。

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障がい者支援制度の改革に向けた取り組みの本格開始
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

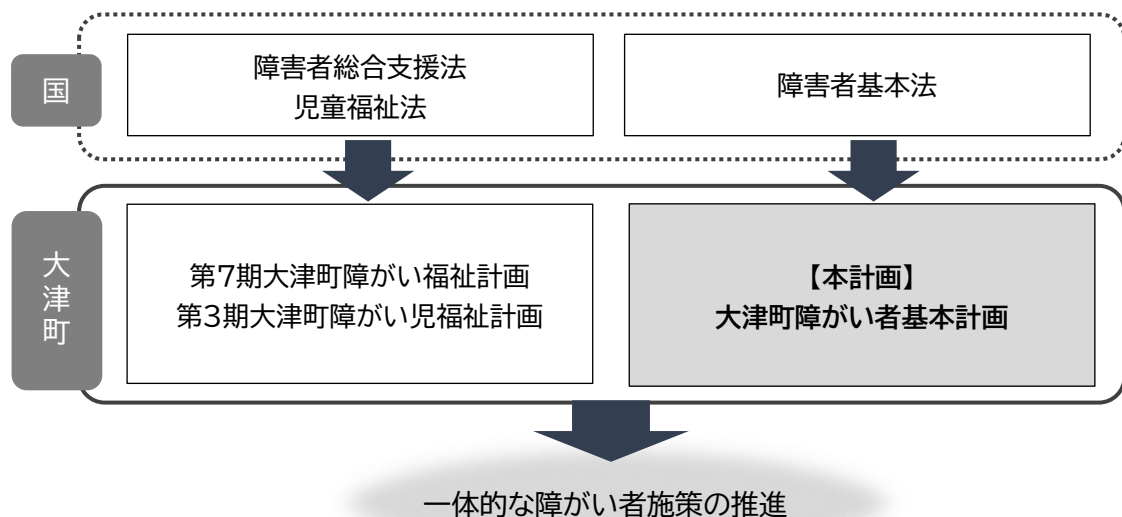
2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠について

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものであり、本町における障がい福祉全般に関する基本計画となります。

また、関連計画である「第7期大津町障がい福祉計画」「第3期大津町障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



(2) 本計画の対象となる方について

本計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象とします。障がい者とその家族などに対する支援や地域社会での取り組みのために、障がい者の自立と社会参加を支援する施策を推進します。

■本計画の対象となる障がい者の方(障害者基本法第2条第1項)

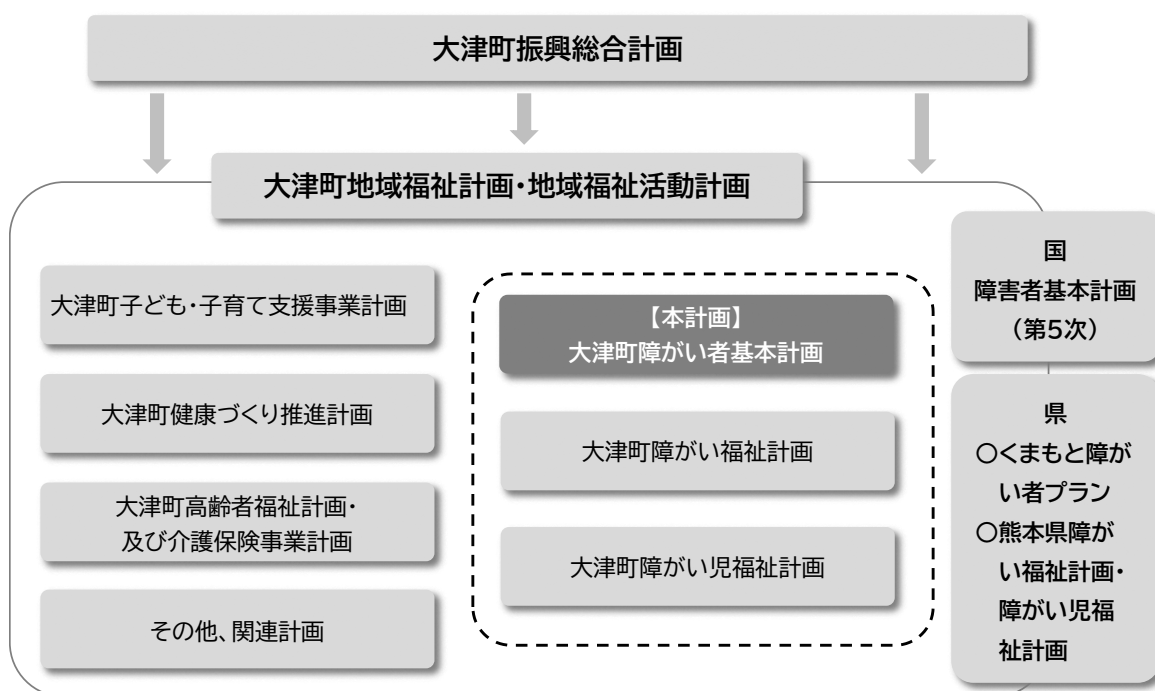
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「大津町振興総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大津町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の「第5次障害者基本計画」や熊本県の「第6期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

■上位計画や関連計画について



(4) 計画の期間

「大津町障がい者基本計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年の計画とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間について

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	大津町障がい者基本計画			大津町障がい者基本計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			【本計画】第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児 福祉計画	第2期計画			【本計画】第3期計画			第4期計画(予定)		

3 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査

町内にお住まいの障害者手帳や障害（児）福祉サービスの受給者証をお持ちの方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 団体ヒアリング調査

ニーズが増加する障がい児支援に関する現状や課題、今後求められる支援を把握することを目的として実施しました。

(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所）

障害福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

(4) 事業所ヒアリング調査（一般企業）

一般企業における障がいのある人の雇用の状況や課題等を把握することを目的として実施しました。（※令和5年8月～9月に実施予定です）

(5) 策定委員会の実施

学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「大津町障がい福祉計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。（※令和6年1月～2月に実施予定です）

4 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）も踏まえ策定します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

■本計画に関連するSDGsのゴール



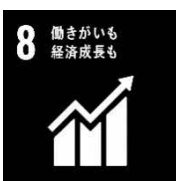
目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標8：働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

(4)「重層的支援体制整備事業」について

令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和4年度に大津町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和4年4月から事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、大津町全体の福祉の向上をめざすものとします。

■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容



第2章 本町における障がい福祉の現状

1 本町の現状

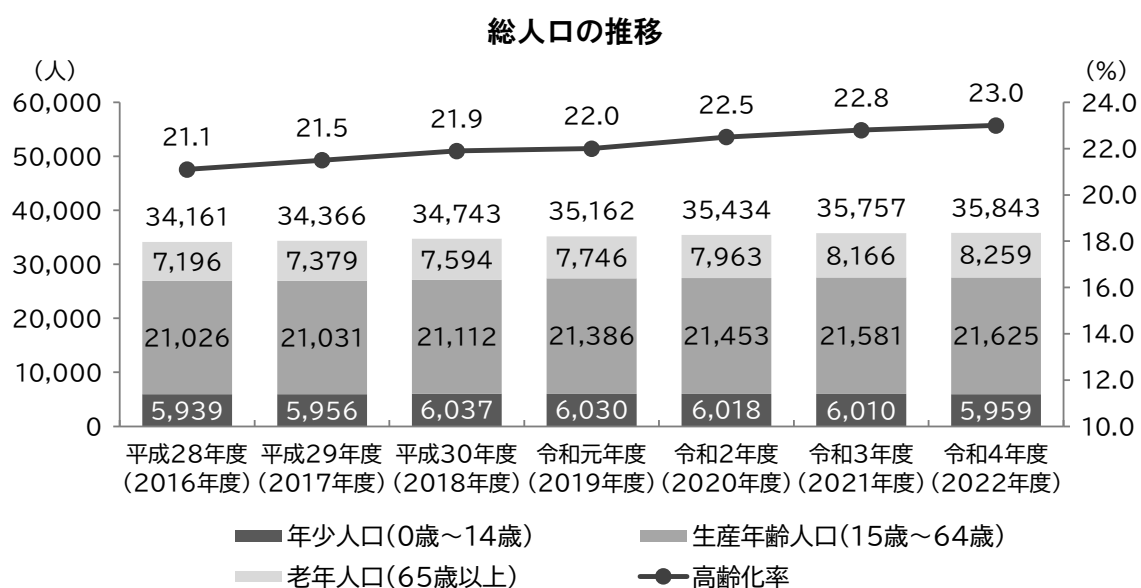
(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

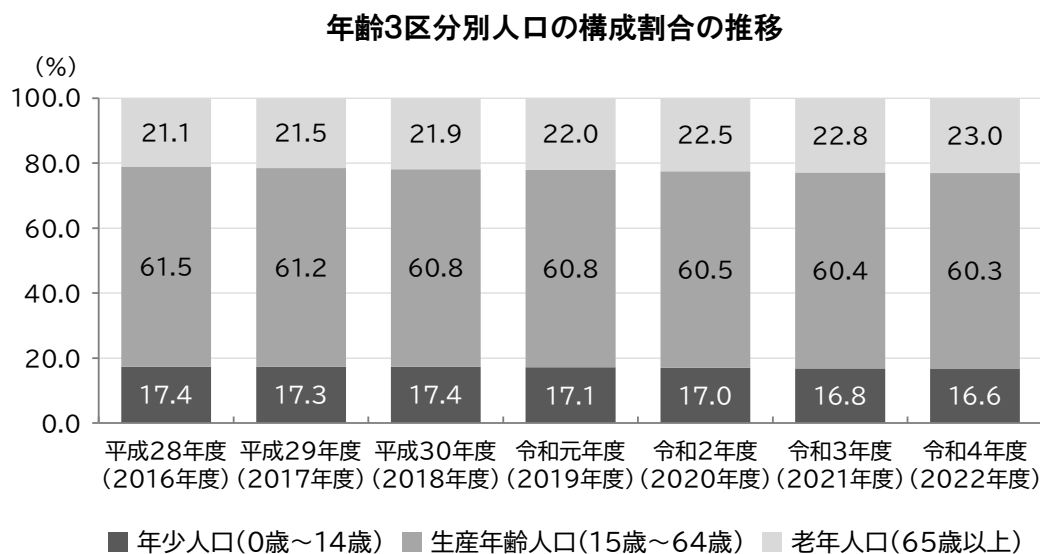
本町の総人口は増加傾向で推移しており、令和4年度には35,843人となっています。

また、年齢3区分別にみると、生産年齢人口及び老年人口が増加している一方、年少人口は平成30年度をピークに減少に転じています。

なお、令和4年度における年齢3区分別人口の構成割合は、年少人口が16.6%、生産年齢人口が60.3%、老年人口が23.0%となっています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在



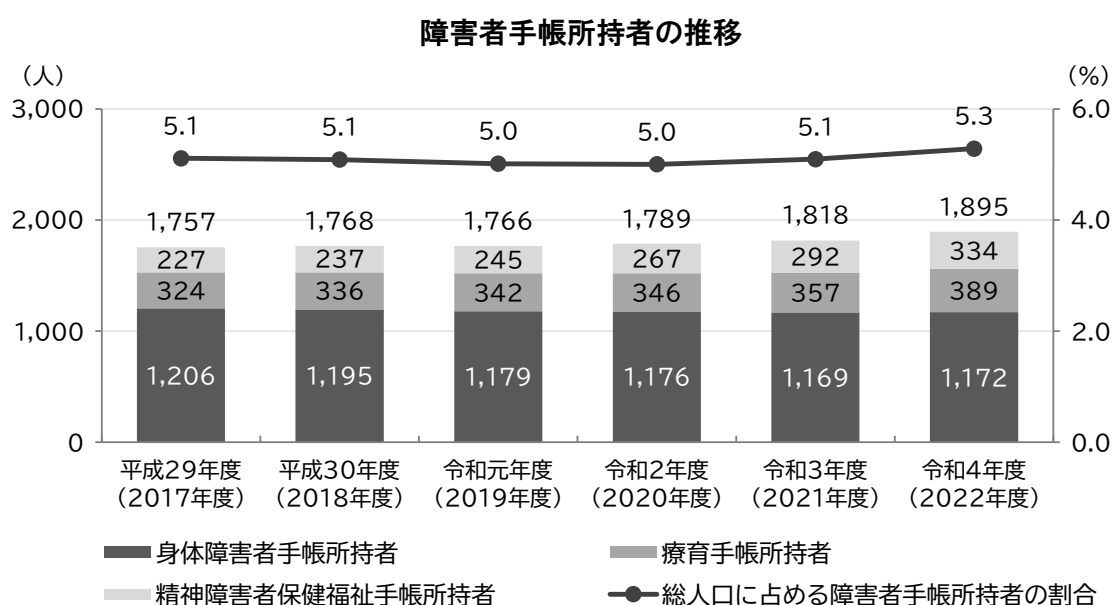
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 障害者手帳所持者の状況

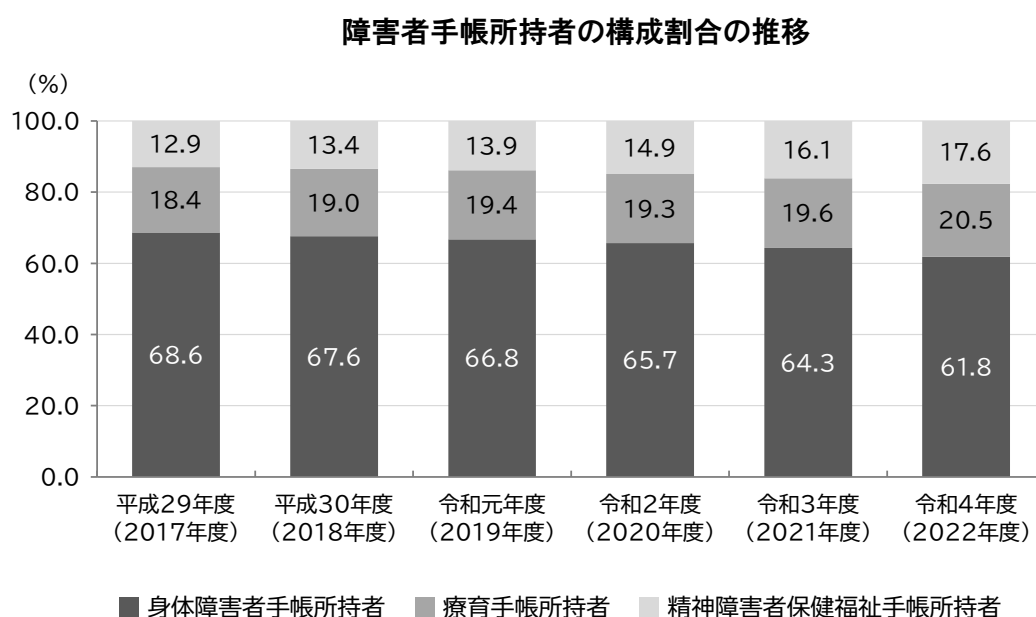
① 障害者手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には1,895人となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は令和4年度で5.3%となっています。

障害者手帳所持者の構成割合をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。令和4年度の構成割合は、身体障害者手帳所持者が61.8%、療育手帳所持者が20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.6%となっています。



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は減少傾向で推移しており、令和4年度には1,172人となっています。

等級別にみると、令和4年度は1級が375人（32.0%）と最も多く、次いで4級が341人（29.1%）となっています。

障害種別にみると、令和4年度は肢体不自由が550人（46.9%）と最も多く、次いで内部障害が405人（34.6%）となっています。

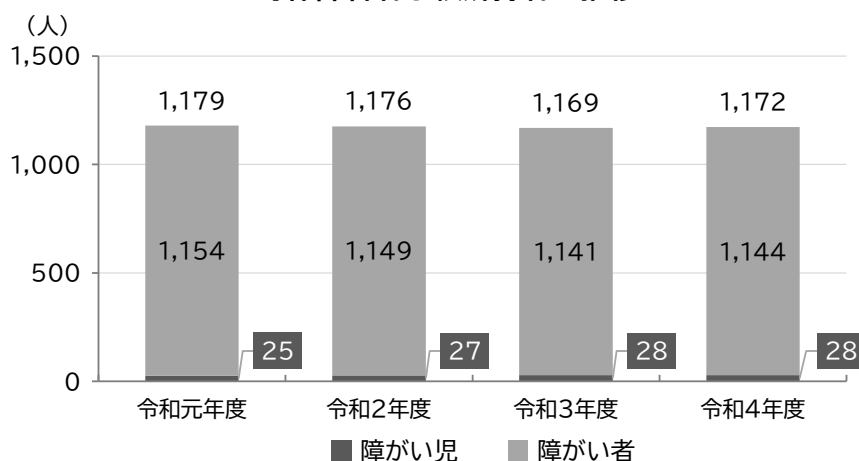
単位：人

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		1,154	25	1,149	27	1,141	28	1,144	28
等 級 別	1級	348	12	355	10	360	10	365	10
	2級	140	4	139	5	135	6	132	6
	3級	136	4	130	4	125	4	126	4
	4級	353	3	343	4	337	4	337	4
	5級	94	0	97	0	97	0	95	0
	6級	83	2	85	4	87	4	89	4
障 害 種 別	視覚障害	87	0	79	0	77	0	71	0
	聴覚・平衡機能障害	139	6	124	7	121	7	126	7
	音声言語機能障害	20	1	11	1	12	1	12	1
	肢体不自由	573	16	547	16	536	16	534	16
	内部障害	404	5	388	3	395	4	401	4

※障害種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

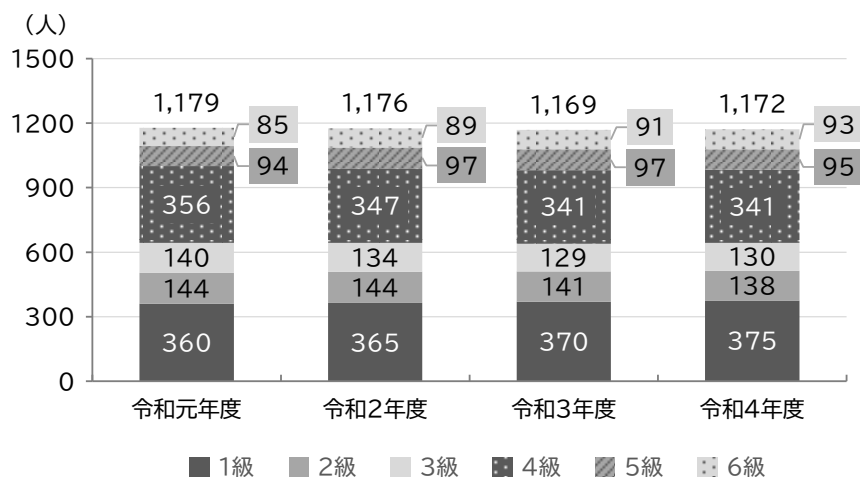
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

身体障害者手帳所持者の推移

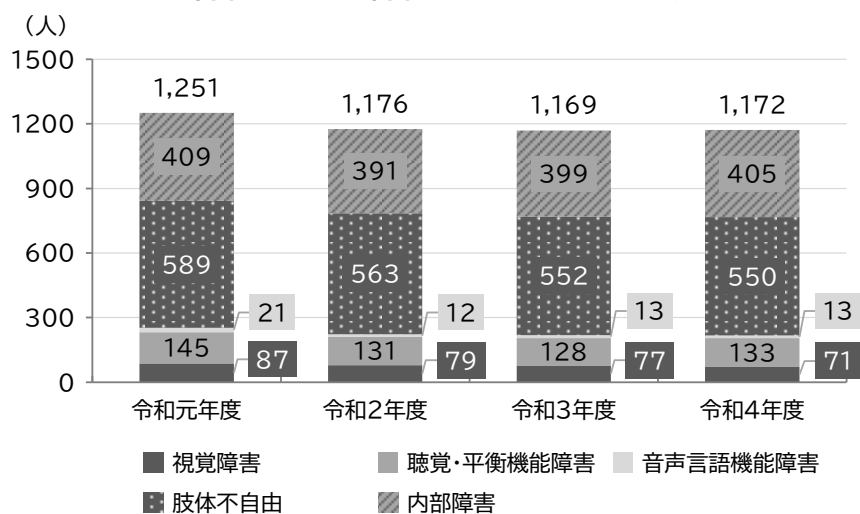


資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

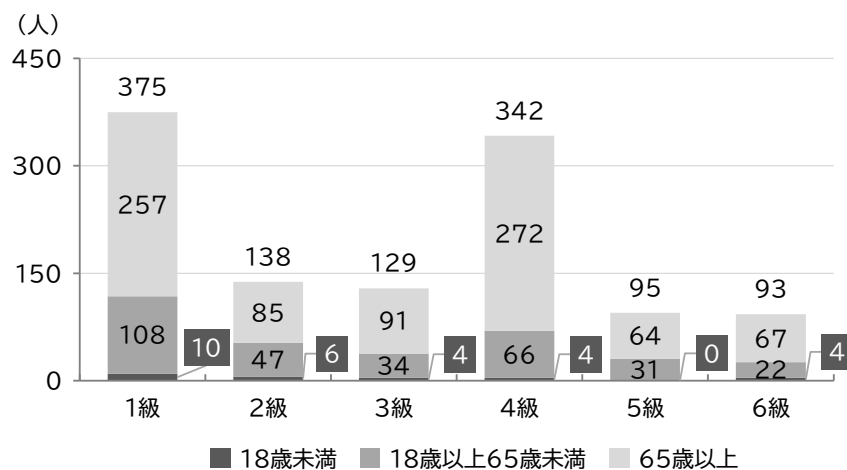
等級別身体障害者手帳所持者の推移



障害種別身体障害者手帳所持者の推移



年齢層別・等級別にみた身体障害者手帳所持者の状況(令和4年度)



資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は増加傾向で推移しており、令和4年度には389人となっています。

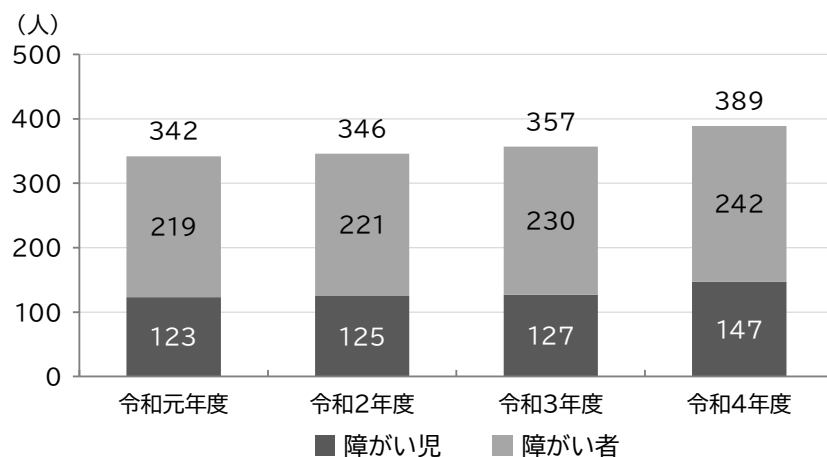
障害程度別にみると、令和4年度はB2が154人（39.6%）と最も多く、次いでB1が107人（27.5%）となっています。

単位：人

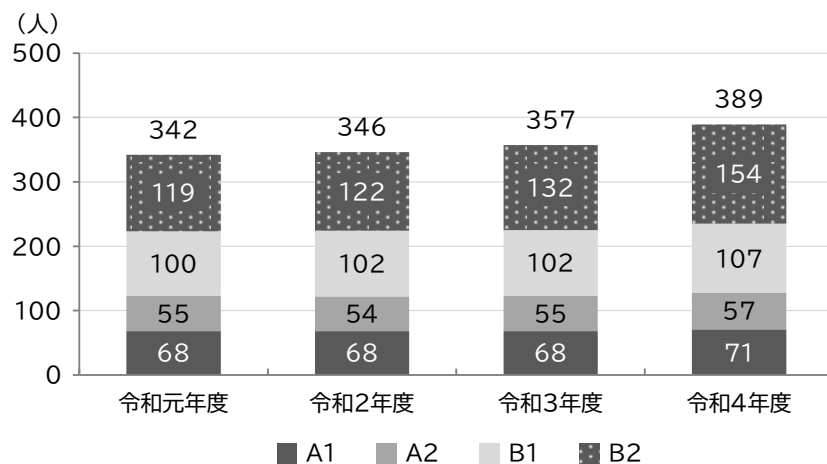
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		219	123	221	125	230	127	242	147
障害程度	A1	54	14	55	13	56	12	56	15
	A2	45	10	44	10	44	11	45	12
	B1	71	29	72	30	75	27	79	28
	B2	49	70	50	72	55	77	62	92

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

療育手帳所持者の推移



障害程度別療育手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には334人となっています。等級別にみると、令和4年度は2級が224人（67.1%）と最も多く、次いで3級が78人（23.4%）となっています。

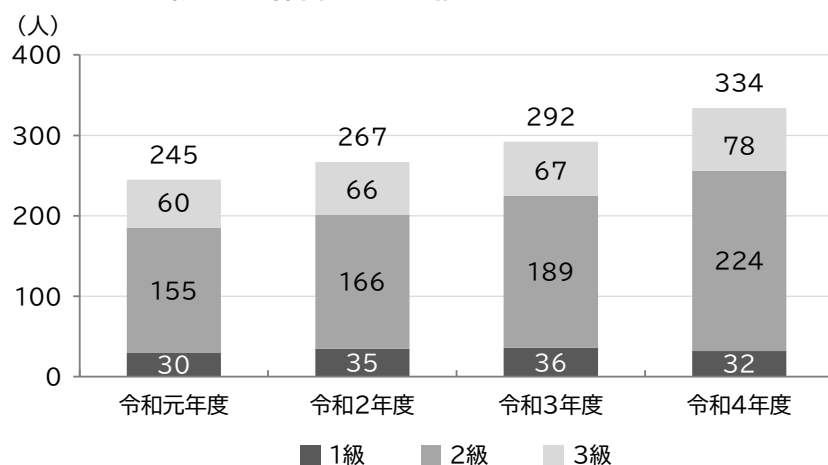
自立支援医療（精神通院医療）利用者は増減を繰り返しており、令和4年度には718人となっています。

単位：人

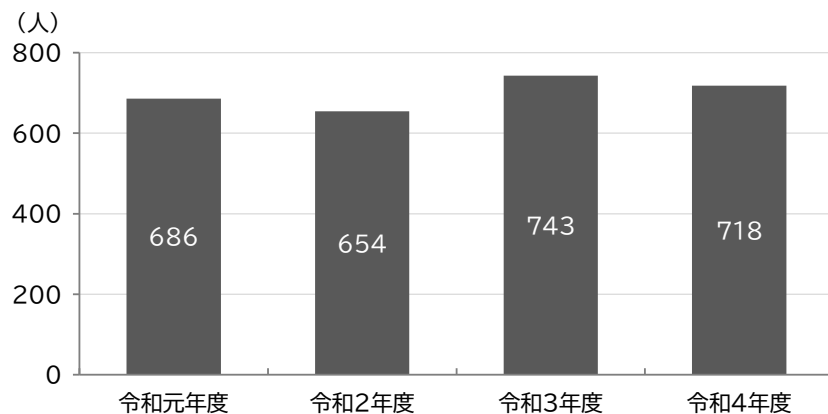
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児
総 数		245	267	292	334
等級別	1級	30	35	36	32
	2級	155	166	189	224
	3級	60	66	67	78

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(3) 就学前における手帳所持者の状況

就学前における障がい児の手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には24人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4	4	6	5
療育手帳所持者	14	18	17	19
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合 計	18	22	23	24

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(4) 特別支援学級の状況

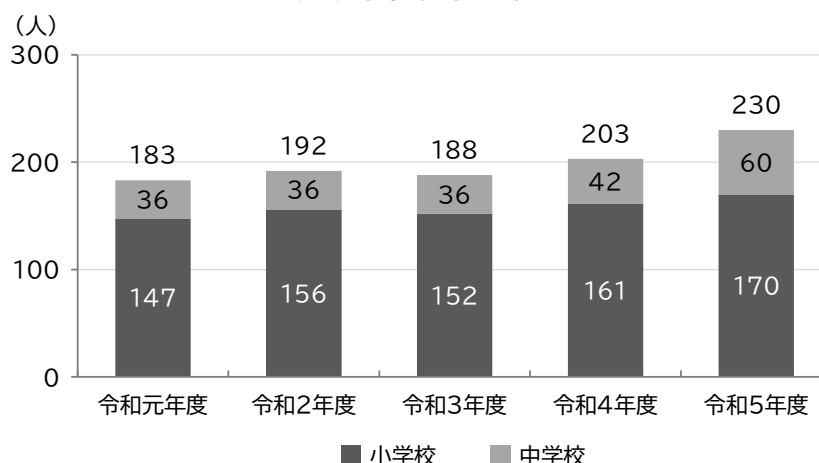
町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で230人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	147	156	152	161	170
中学校	36	36	36	42	60
合 計	183	192	188	203	230

資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

特別支援学級在学者数の推移



資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

2 各種調査結果について

(1) 住民アンケート調査

① アンケート調査の目的

町内にお住まいの障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に日ごろの生活の様子や障がい者施策、障がい福祉サービスなどに関する意見をお聴きし、計画に反映させることを目的に実施しました。

② 調査概要

◇調査対象者:大津町在住の障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方 1,843 件

◇調査期間:令和5年2月 20 日(月)～3月6日(月)

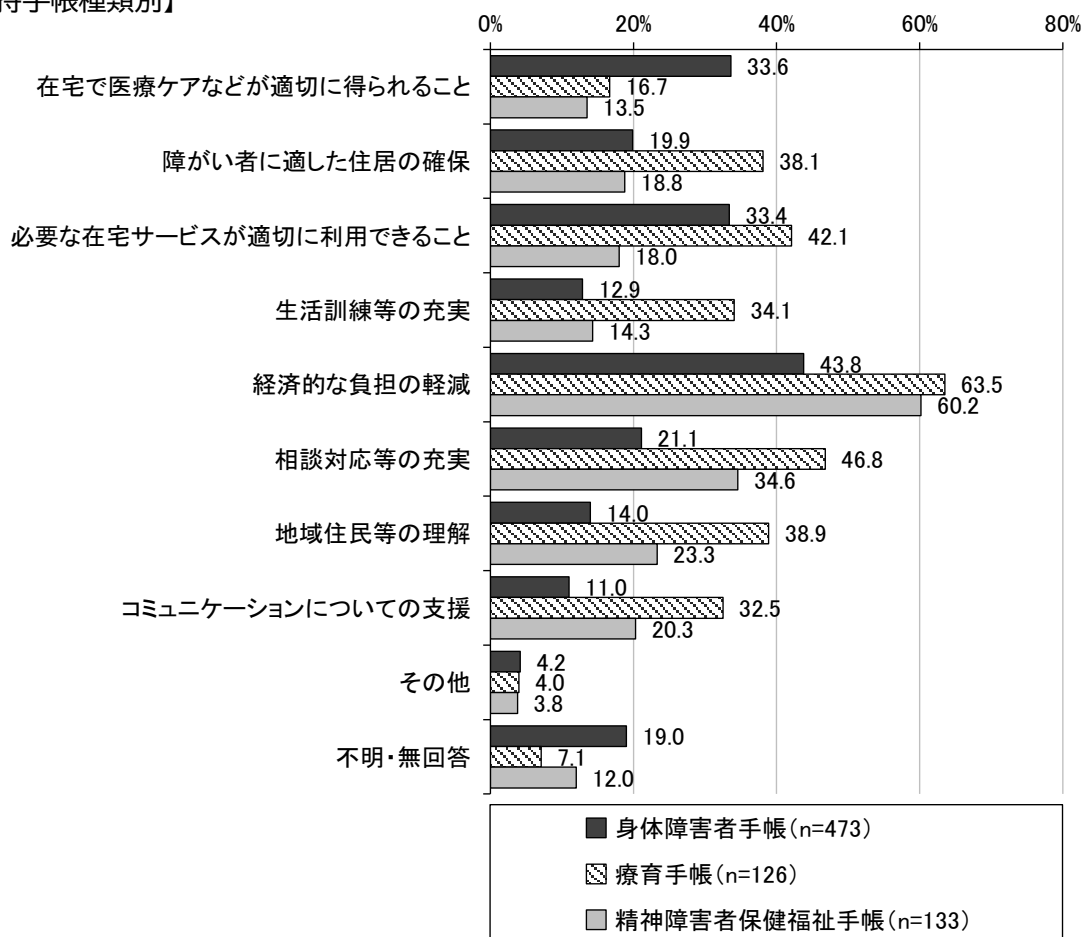
◇調査方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式

③ 結果の概要

問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。また、療育手帳では多くの項目の割合が他と比較して高くなっており、特に「障がい者に適した住居の確保」「生活訓練等の充実」「地域住民等の理解」で 15.0 ポイント以上高くなっています。

【所持手帳種類別】

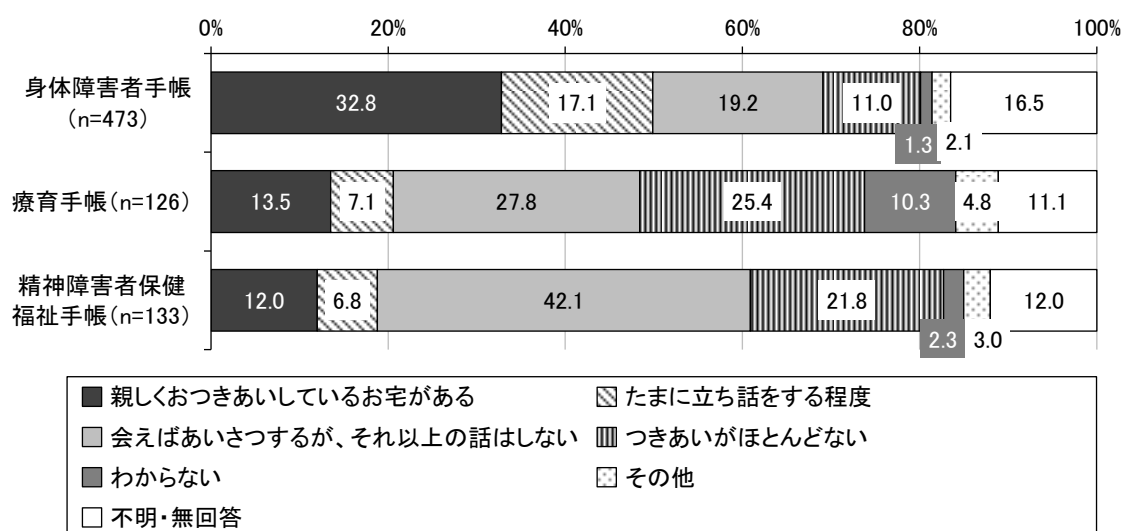


問 あなたやご家族は、近所の人とどれくらいのおつきあいをしていますか。あなたとご家族、それぞれについて、1つだけ○をご記入ください。

① あなた

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が最も高くなっています。

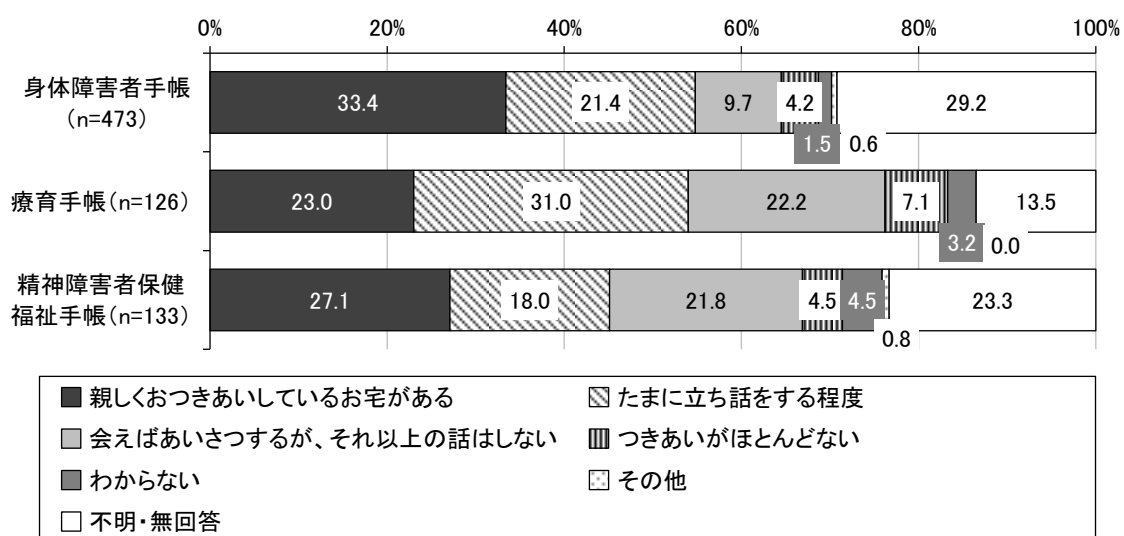
【所持手帳種類別】



② ご家族

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳では「たまに立ち話をする程度」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

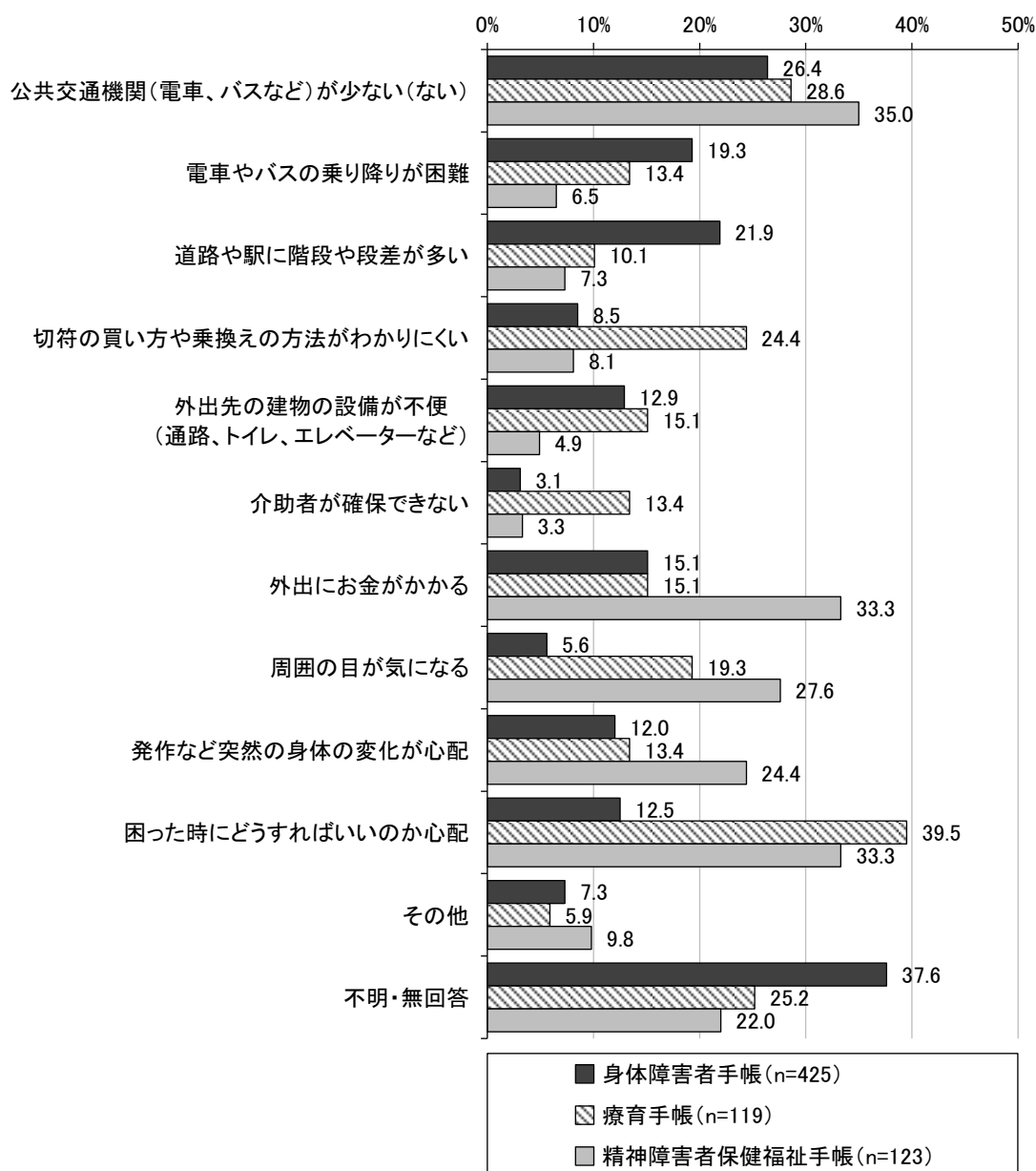


前の問で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を選んだ方のみお答えください。

問 外出する時に困ることは何ですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「公共交通機関（電車、バスなど）が少ない（ない）」、療育手帳では「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。

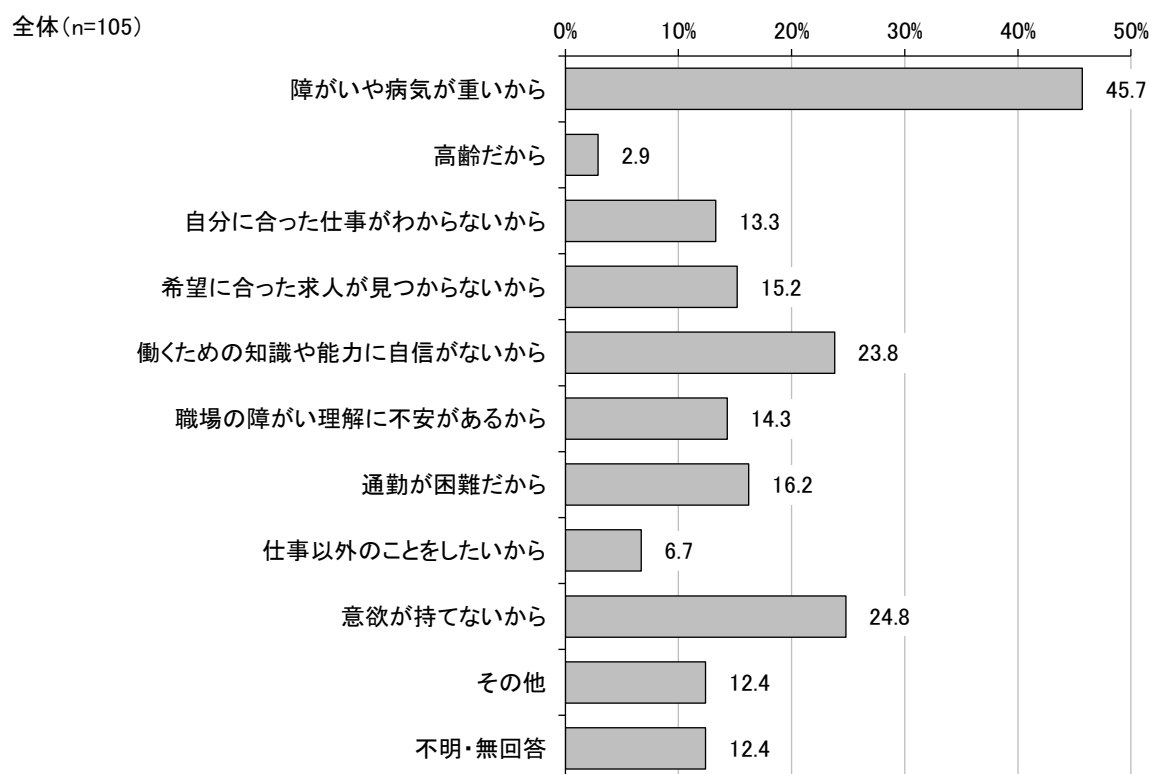
【所持手帳種類別】



前の問で「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」「専業主婦(主夫)をしている」「病院などのデイケアに通っている」「リハビリテーションを受けている」「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」を選んだ 18～64 歳の方のみお答えください。

問 あなたが就労していない理由はなんですか。

全体では、「障がいや病気が重いから」が 45.7%と最も高く、次いで「意欲が持てないから」が 24.8%となっています。

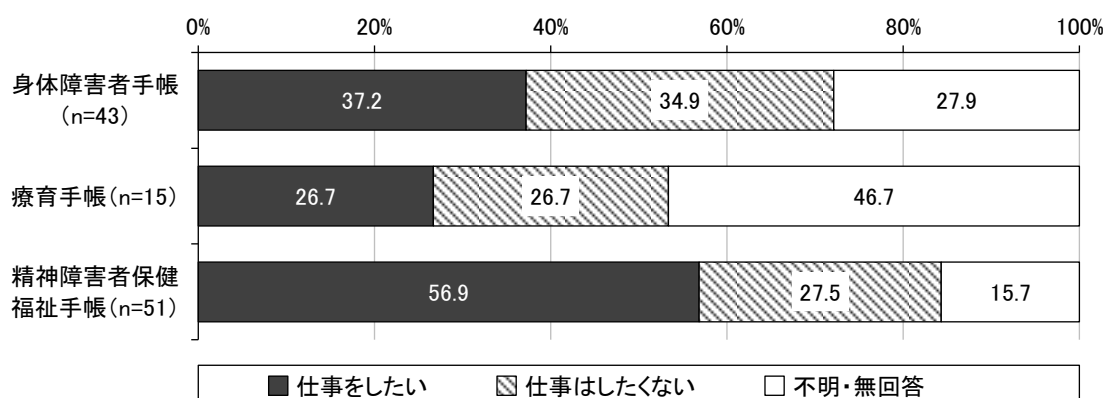


前の問で「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」「専業主婦(主夫)をしている」「病院などのデイケアに通っている」「リハビリテーションを受けている」「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」を選んだ 18～64 歳の方のみお答えください。

問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「仕事をしたい」の割合が他と比較して高くなっています。

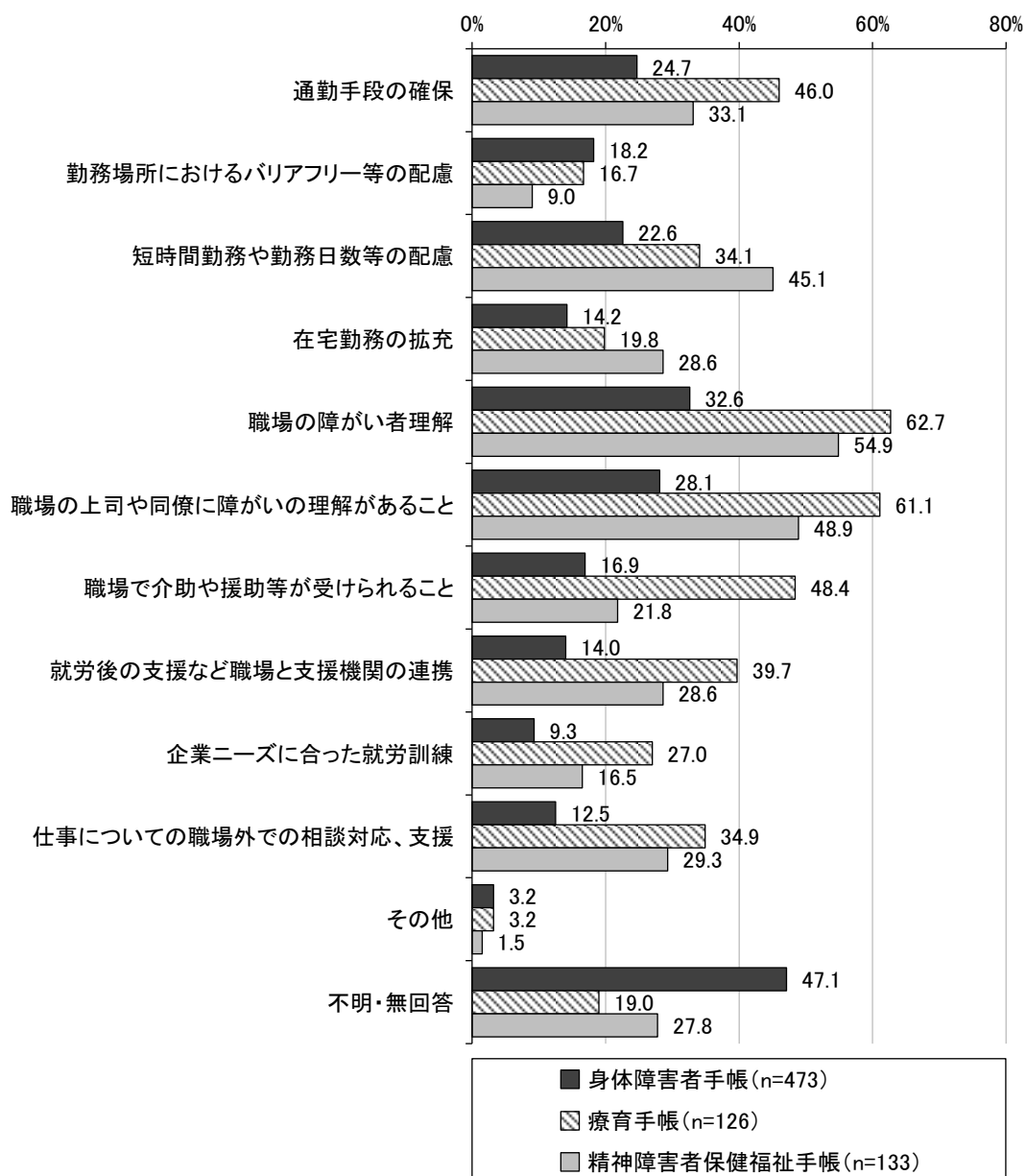
【所持手帳種類別】



問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「職場の障がい者理解」が最も高くなっています。

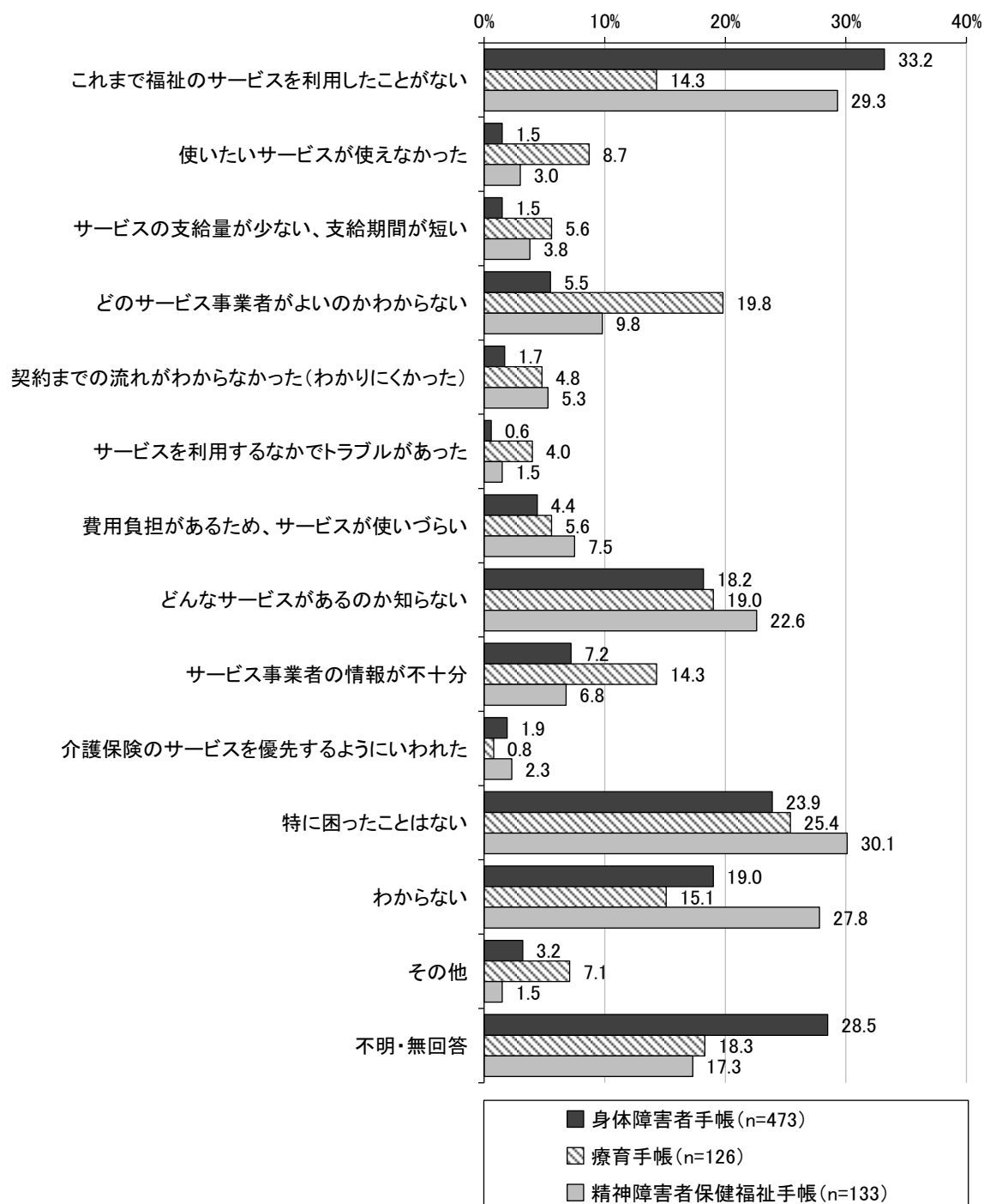
【所持手帳種類別】



問 福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「特に困ったことはない」が最も高くなっています。また、療育手帳では「どのサービス事業者がよいのかわからない」の割合が他と比較して 10.0 ポイント以上高くなっています。

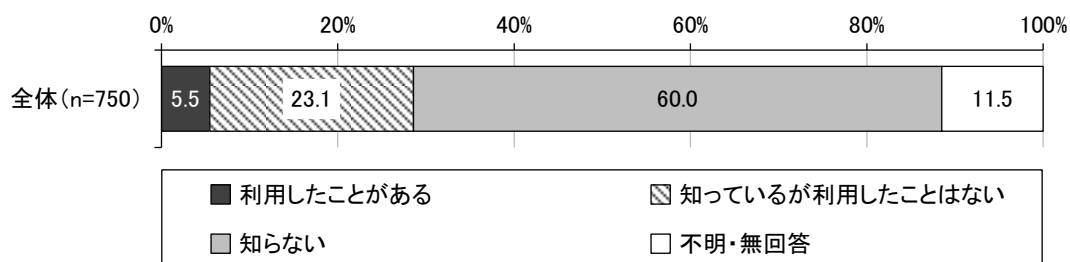
【所持手帳種類別】



問 あなたは、次の相談機関を知っていますか。また、利用したことがありますか。

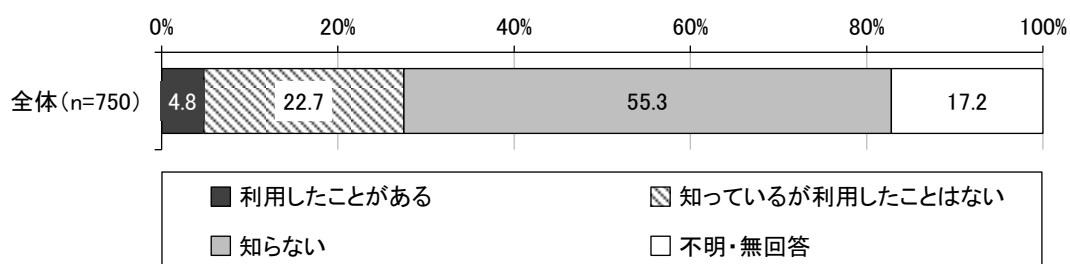
① 大津町障がい者基幹相談支援センター

全体では、「知らない」が60.0%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が23.1%となっています。



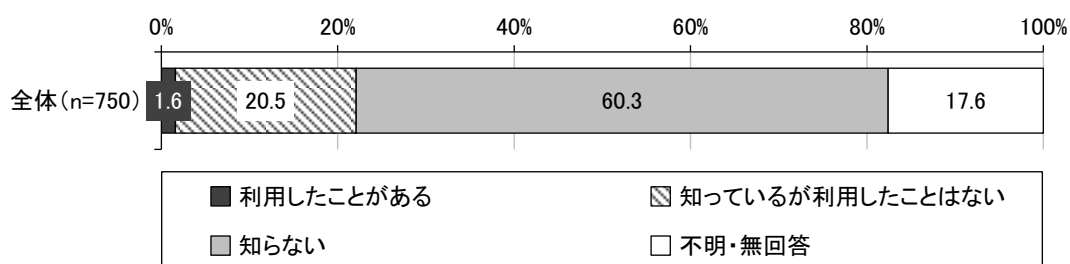
② 発達障がい者支援センター

全体では、「知らない」が55.3%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が22.7%となっています。



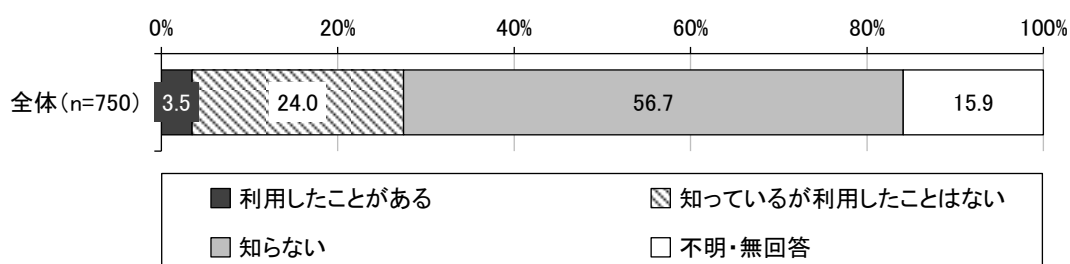
③ 教育支援相談室

全体では、「知らない」が60.3%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が20.5%となっています。



④ 障がい者就業・生活支援センター

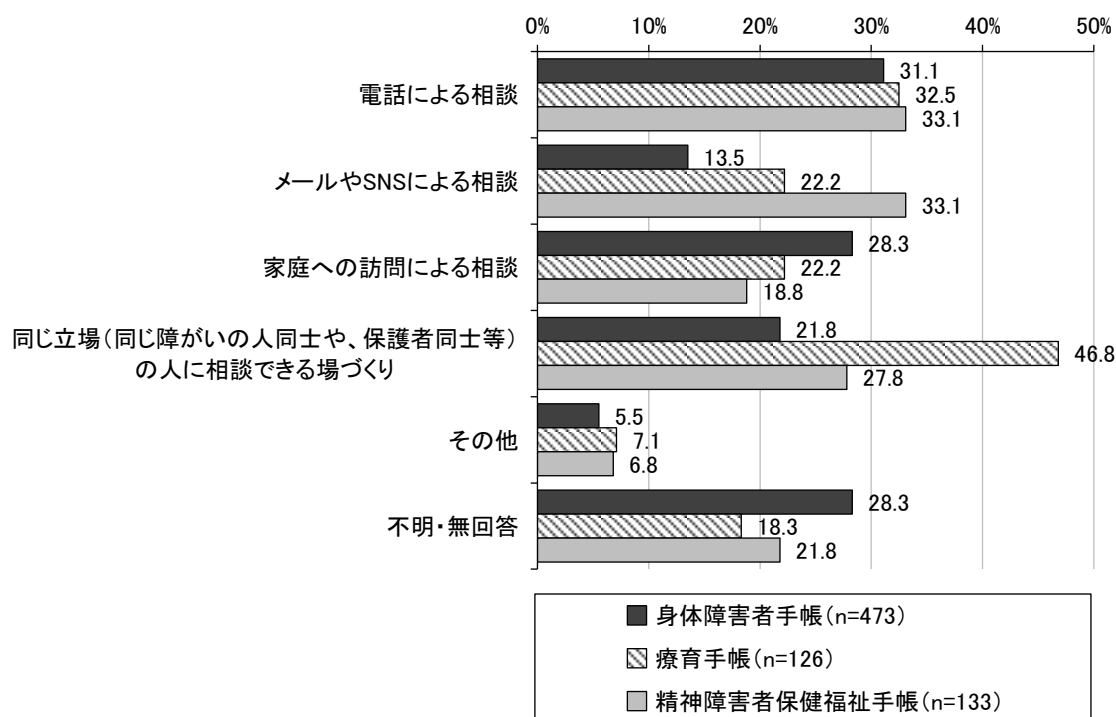
全体では、「知らない」が56.7%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が24.0%となっています。



問 今後、特に充実してほしい相談支援は、どのようなものですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「電話による相談」、療育手帳では「同じ立場（同じ障がいの人同士や、保護者同士等）の人に相談できる場づくり」、精神障害者保健福祉手帳では「電話による相談」「メールや SNS による相談」が最も高くなっています。

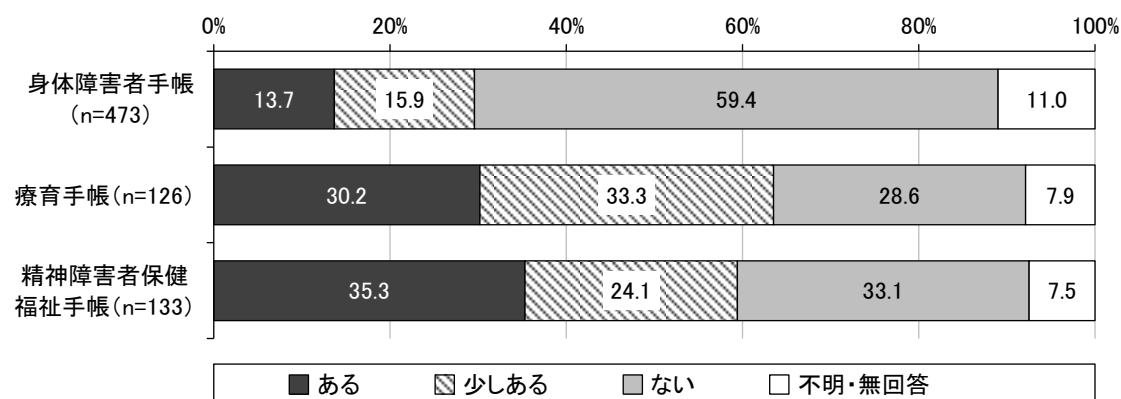
【所持手帳種類別】



問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「ない」、療育手帳では「少しある」、精神障害者保健福祉手帳では「ある」が最も高くなっています。

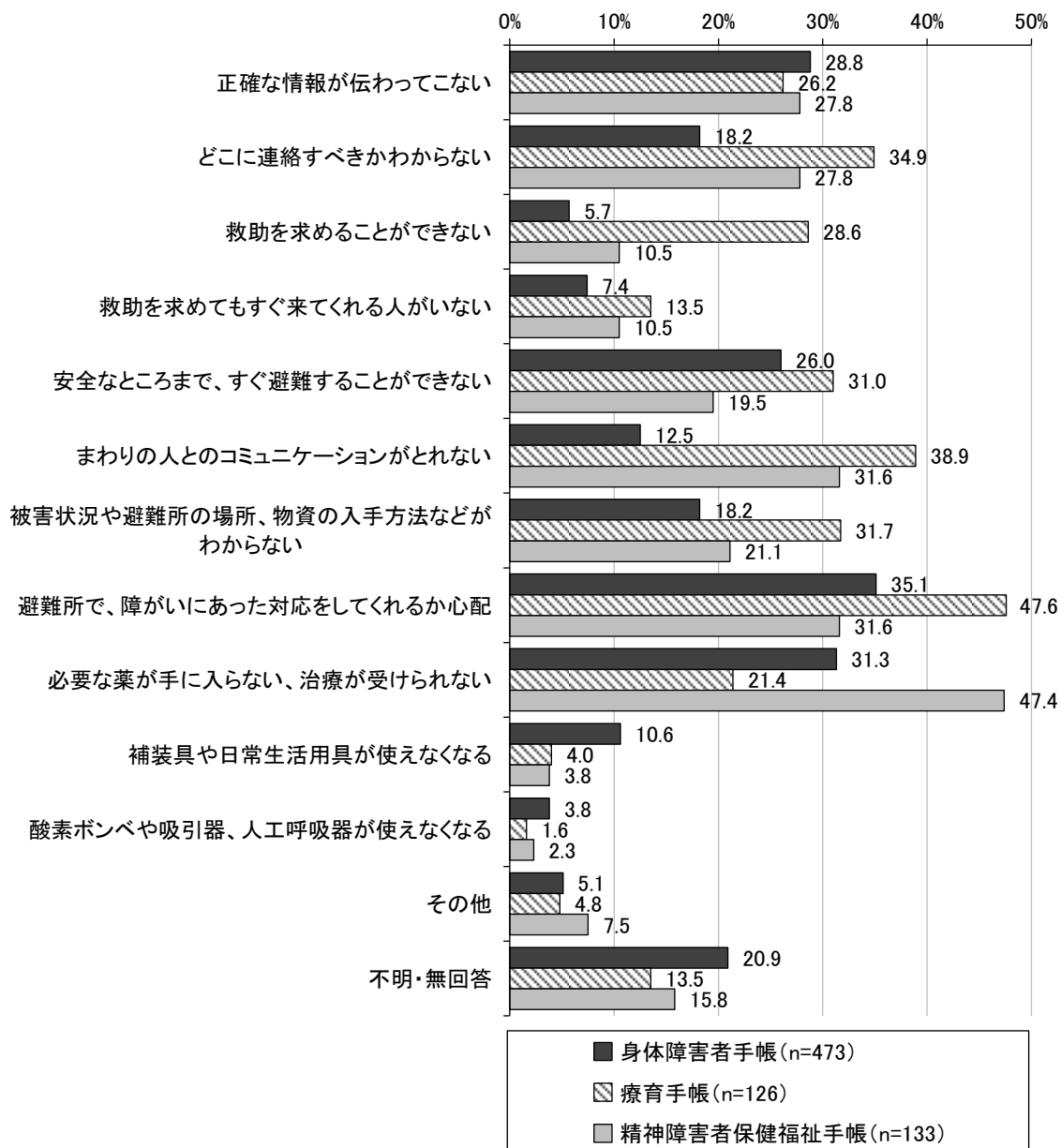
【所持手帳種類別】



問 今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」、精神障害者保健福祉手帳では「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が最も高くなっています。

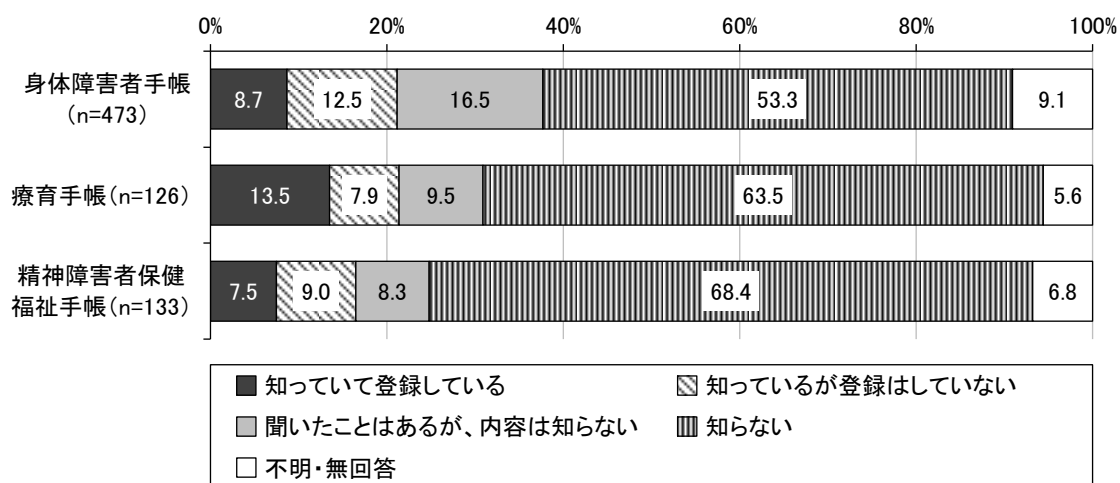
【所持手帳種類別】



問 あなたは、災害時要援護者支援制度を知っていますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「知らない」が最も高くなっています。

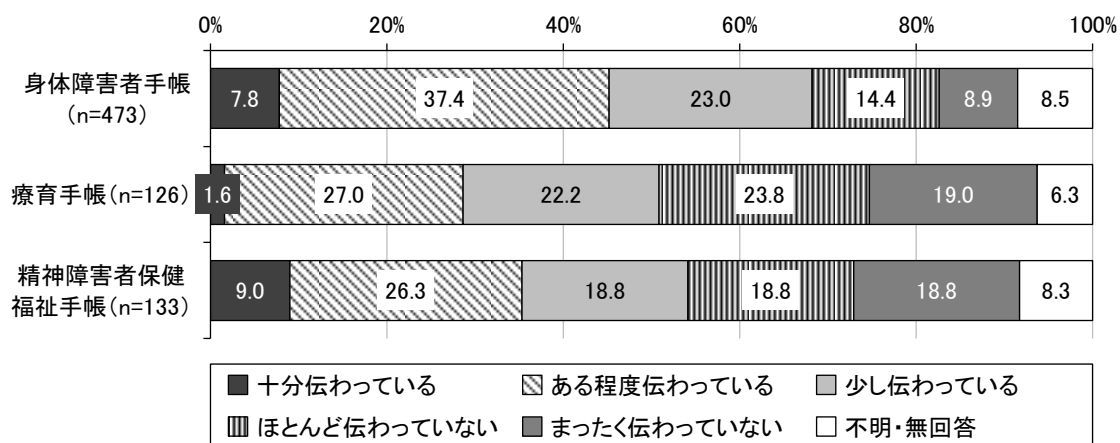
【所持手帳種類別】



問 本町では、「広報おおづ」や「町ホームページ」を通じて、制度や事業、障害福祉サービスなどの情報をお伝えしています。このような情報は、あなたに伝わっていますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「ある程度伝わっている」が最も高くなっています。

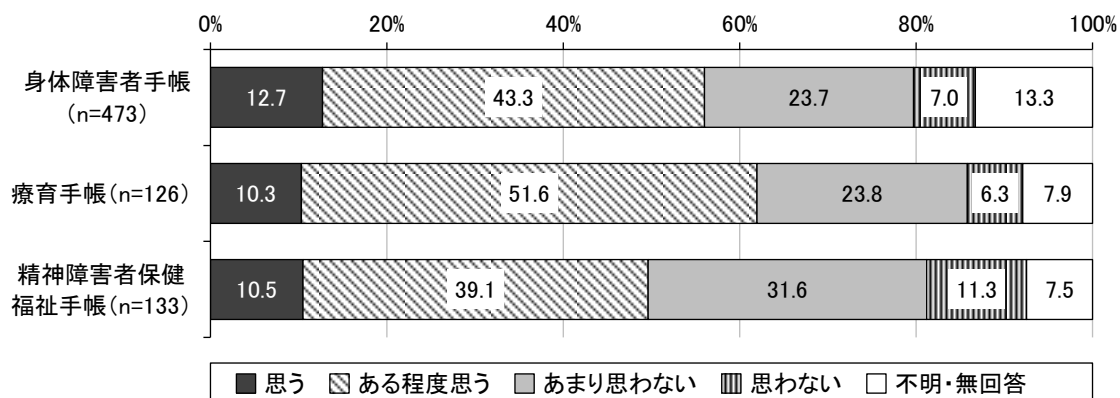
【所持手帳種類別】



問 大津町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「ある程度思う」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では『思わない』の割合が他と比較して 10.0 ポイント以上高くなっています。

【所持手帳種類別】



介助をされているご家族、保護者の方におたずねします

問 介助するうえでの不安や困りごとについて相談できる人はいますか。

所持手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「いない」の割合が他と比較して高くなっています。

【所持手帳種類別】

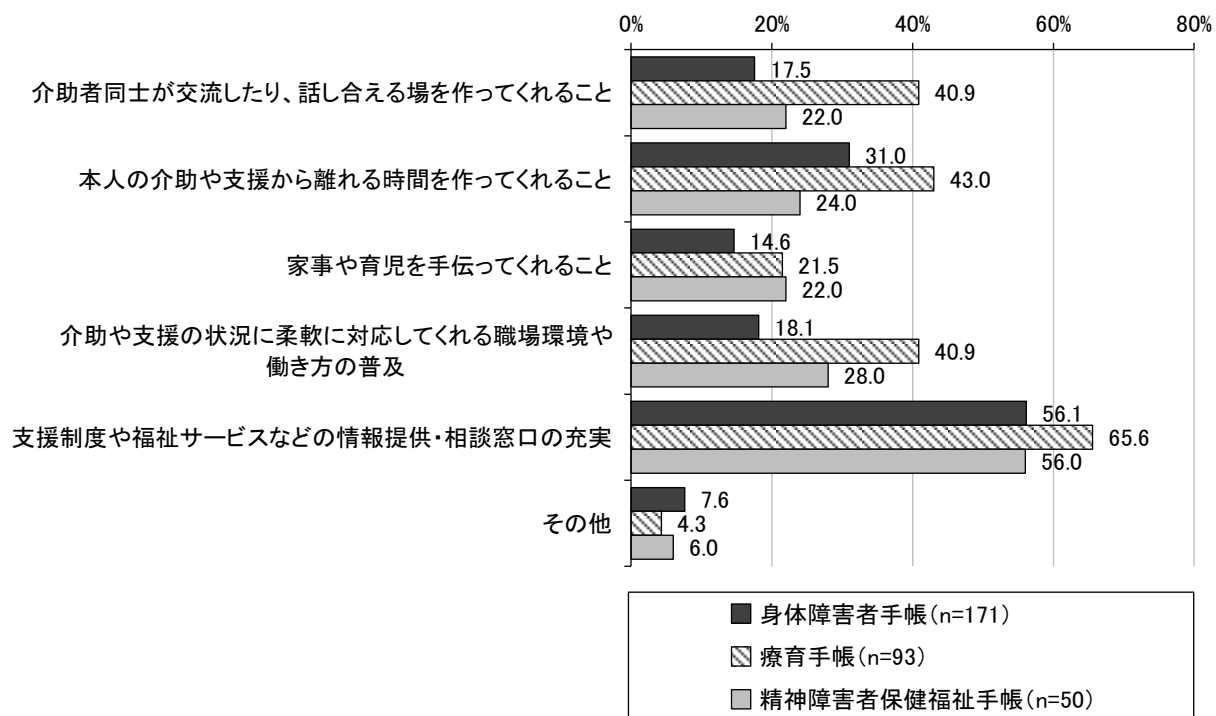


介助をされているご家族、保護者の方におたずねします

問 介助する人への支援として力を入れてほしいことは何ですか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が最も高くなっています。

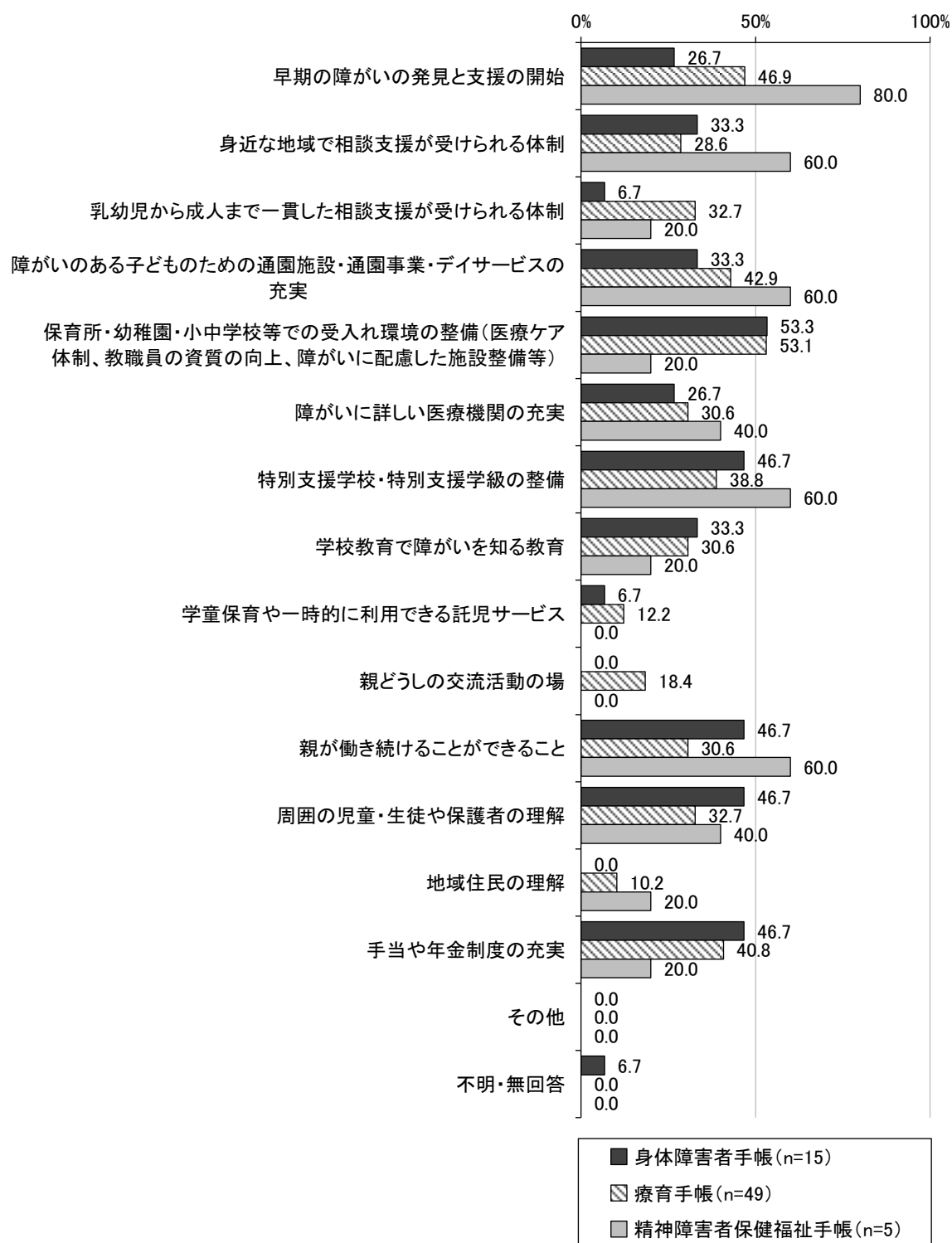
【所持手帳種類別】



問 障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】



(2) 団体ヒアリング調査

①団体ヒアリング調査の目的

障がい児支援に関するニーズや課題を把握し、計画に反映することを目的に、インタビュー形式のヒアリング調査を実施しました。

②調査概要

◇対象団体：大津町立大津小学校特別支援学級保護者会「たんぽぽ会」

◇日時：令和5年7月14日（金）

③結果の概要

●相談に関して

- ・子どもの発達等に関して気になった時に、学校の先生や知り合いに相談したが、役場に相談できることを知らず、相談しなかった。
- ・専門医の受診に関して、たまたま良い先生に出会えたが、そういった当てがない場合は、受診までの待ち時間が長い（予約が取れない）という話も聞く。
- ・不安や困りごとを、子どもが自分から言える、相談できるタイプだと良いが、言えない内気なタイプの子もだと、不登校につながるケースもある。

●福祉サービスの利用について

- ・3歳児健診の際に、発達の遅れの状況を指摘されたが、その後のフォローがあまりなかった。後々のフォローをもっと充実してほしい。
- ・福祉サービスに繋がるための申請や、手帳の更新について、待機の時間が長いように思う。

●通級指導教室や特別支援学級の利用について

- ・教室の環境（広さに対する児童数）などは、今の環境でちょうど良いと感じている。ただ、先生の数を増やしてほしいと思う。
- ・先生との連絡や情報交換といったコミュニケーションは、個人的には不安は無い。
- ・学年の途中で、特別支援学級に編入したいと思ったが、すぐに入ることができなかった。その間、子どもが登校できずにいたので、特別支援学級に編入できるまでの待機期間が親子ともにつらかった。支援学級に編入後は子どもも落ち着き、また登校できるようになった。子どもが楽しく登校できるのが一番大事だと考えている。

●団体の活動について

- ・定例会でいろいろ相談したり、話をしたい保護者もいると思うが、ここ数年はコロナの影響で開催できていない。悩みを抱え込んでいる保護者もいると思う。
- ・特別支援学級の児童が増加しており、会の会員数も増加している。以前は、特別支援学級の児童数が15～20人程度だったが、現在は50人規模となっており、会員数に対し、役員数が不足しているので、役員を増加する等の対応が必要だと感じている。現状では、2名の役員が対応しており、平日子どもが寝た後や休日に役員の仕事を進めている。

●障がいへの理解の促進について

- ・発達障がいがある子どもで、集団競技（スポーツ）をしている子どもが、障がいについて指導者に事前に伝えているのに、集団競技に向いていないとはっきり言われたと聞いたことがある。子どもも傷ついたりだろうし、障がいへの理解の課題を感じた。
- ・通常学級の中でも発達がいの特性のある子どもはいる。ただ、子どもの状態を伝えられ、支援の利用の打診をされても、拒否感情を抱き、拒む親もいる。

(3) 事業所ヒアリング調査(障害福祉サービス事業所)

①アンケート調査の目的

障がい福祉分野で活動されている事業所を対象に意向をお聞きし、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査概要

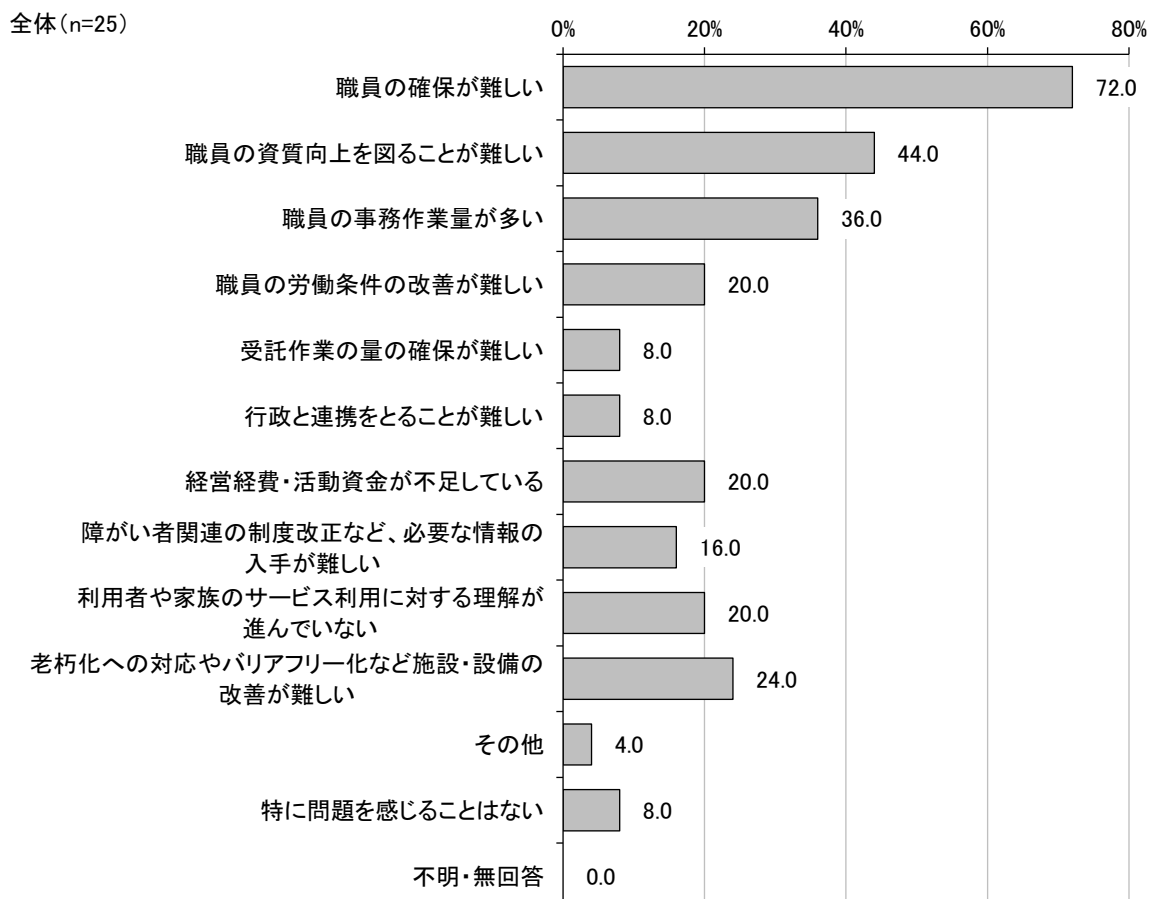
◇調査対象:大津町内の事業所 27 ヶ所

◇調査期間:令和5年6月 26 日～7月 10 日

③結果の概要

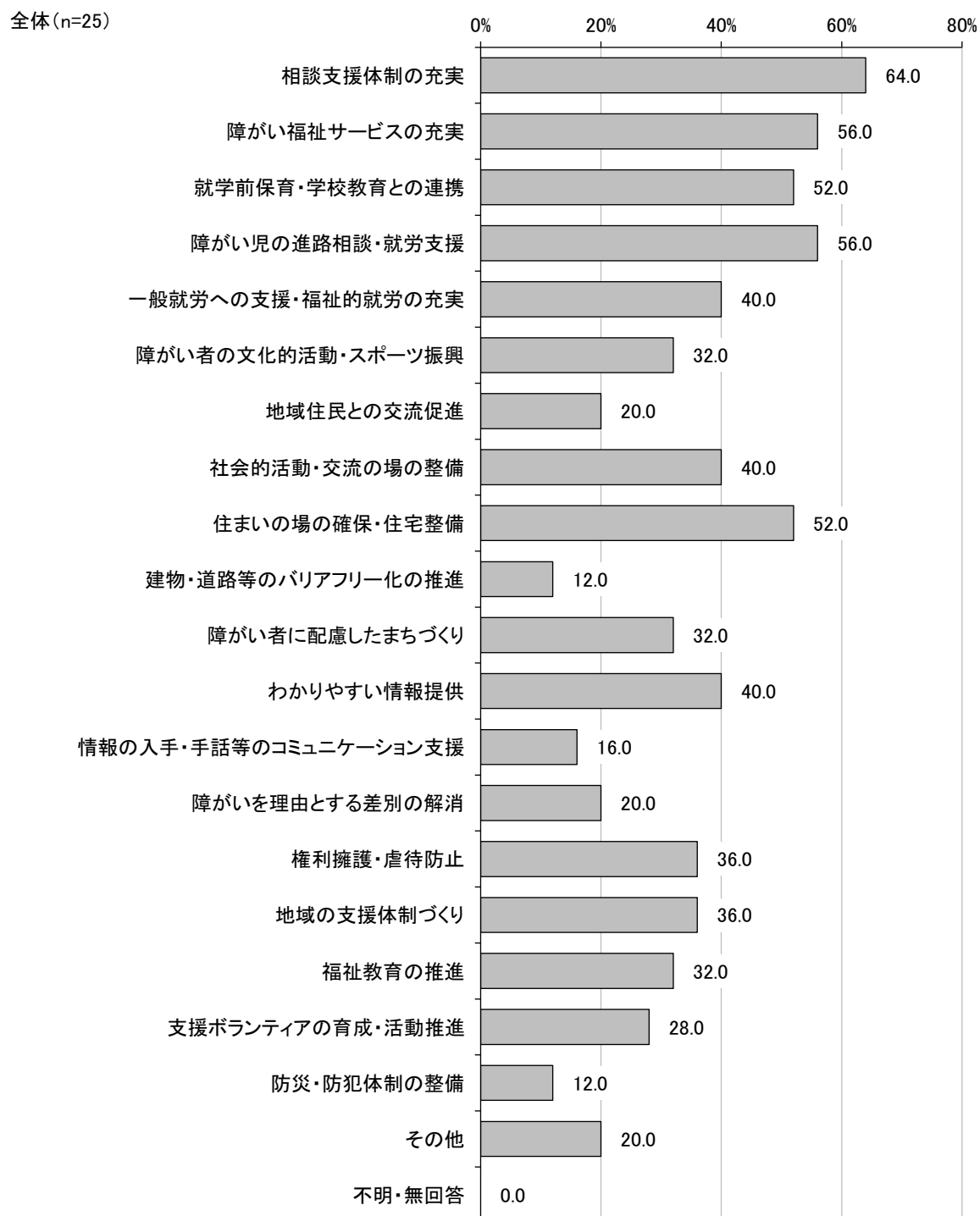
問 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

事業の運営を進めていく上で感じる課題や問題についてみると、「職員の確保が難しい」が72.0%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が44.0%となっています。



問 大津町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組む必要があると思いますか。

大津町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、どの分野に重点的に取り組む必要があるかについてみると、「相談支援体制の充実」が 64.0%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスの充実」「障がい児の進路相談・就労支援」が 56.0%となっています。



3 今後の課題について

(1) 差別の解消と権利擁護について

- 差別の実感に関して、住民アンケート調査では、精神障がいや知的障がいの方において、約3人に1人の割合で「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答されています。精神障がいや知的障がいといった「見た目でわかりづらい障がい」は差別や偏見に苦しむ方も多く、さらなる理解の促進が求められます。
- 学校教育やイベントなど、あらゆる機会を通じて交流の促進、幼少期からの理解啓発を進めるとともに、障がいがあっても地域活動等に参加しやすい環境づくりが求められます。
- 情報提供について、住民アンケート調査では、精神障がいや知的障がいの方において、約3人に1人の割合で「制度や事業、障害福祉サービスなどの情報が伝わっていない」と回答されています。情報発信の方法の多様化等、対応が求められます。

(2) 福祉サービス等の生活支援について

- 福祉サービスを利用する際の困りごとについて、住民アンケート調査では約5人に1人の割合で「どんなサービスがあるのか知らない」と回答されています。また、介助する人への支援として力を入れてほしいこととして、「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」という回答が最も高くなっており、福祉サービスの情報提供や、利用に関する相談について、充実が求められます。
- 相談窓口の認知について、住民アンケート調査では「大津町障がい者基幹相談支援センター」をはじめ、すべての相談窓口が、約2人に1人の割合で「知らない」と回答されています。また、団体ヒアリング調査でも「子どもの発達等に関して気になった時に、役場に相談できることを知らなかった」との意見が出ており、町の相談支援窓口の認知度の向上が求められます。
- 今後充実してほしい相談支援として、住民アンケート調査では「電話による相談」「メールやSNSによる相談」「同じ立場（同じ障がいの人同士や、保護者同士等）の人に相談できる場づくり」等の回答が高くなっています。相談方法の多様化や、ピアカウンセリングの体制の構築が望まれます。

(3) 社会参加の推進について

- 住民アンケート調査では、「（現在収入を得る仕事をしていない場合）今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか」という問いに対して、全体の約2人に1人の割合で「仕事をしたい」と回答されており、特に、精神障がいの方の就労意向が高くなっています。また、「障がい者の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いについては、「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が最も高くなっています。障がいのある人の就労の促進については、法定雇用率の引き上げや合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められており、本人の希望を叶えるための雇用環境の充実が求められます。

(4) 防犯・防災に向けた取り組みの充実について

- 住民アンケート調査では、「災害時要援護者支援制度を知っていますか」という問いに対して、全体の約6割の方が「知らない」と回答されており、周知に課題がみられます。
- 住民アンケート調査では、「今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか」という問いに対して、全体の約3人に1人の割合で「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」と回答されています。避難所の「多くの人が集まる、知らない場所」という環境は、知的障がいや精神障がいの方にとって大きなストレスになることが懸念されるため、安心して避難できる環境の整備（密にならない環境や仕切りの準備等）や、福祉サービス事業所と連携した福祉避難所の確保・周知の推進が求められます。

(5) 障がい児支援の充実について

- 住民アンケート調査では、「障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対して、全体の約2人に1人の方が「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」と回答されています。また、団体ヒアリング調査でも「先生の数を増やしてほしい」「特別支援学級に編入できるまでの待機期間がたった」との意見が上げられており、受け入れ体制の充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念等について

(1) 基本理念

本町では、平成14年3月に「大津町障がい者福祉計画」を策定し、「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本理念とし、障がい福祉の充実・推進を図ってきました。

また、平成30年3月には、ノーマライゼーションの一層の推進や、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で助け合い支え合いながら暮らす地域共生社会の実現をめざすため、基本理念を「障がいがあってもなくても、互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり」と一部変更し、新たな計画に沿った取り組みを推進してきました。

本計画では、基本理念を今後も引き継がれるべき普遍的な目標として捉え、前回計画と同様、「障がいがあってもなくても、互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を本計画の基本理念として掲げます。

【本計画の基本理念】

**障がいがあってもなくても、
互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり**



(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を設定し、さまざまな角度から地域生活を支援する取り組みを推進します。

① 差別の解消と権利擁護の推進

障がいに対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。また、障がいのある人の権利擁護について、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、令和4年に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、障がいのある人に向けた情報提供・意思疎通支援の一層の充実に努めます。

② 生活支援のための環境づくり

障がいの種類や程度にかかわらず本人が希望する地域生活をかなえることができるよう、さまざまな角度から地域生活を支えるための支援を推進します。また、福祉に関する包括的・一体的な支援を推進するために本町が実施している重層的支援体制整備事業について、既存の障害福祉サービスとも効果的に連携していくことで、自ら相談することが困難な人を支援につなぐ取り組みや、多機関の連携による支援につなげます。また、障がいのある人本人を支える介助者や保護者等に向けた支援の充実に努めます。

③ 保健・医療サービスの充実

障がいの重度化や重複化、二次障がいの予防には、心身を含めた健康管理や異変や違和感に早期に気づき、相談や適切な支援につながることが重要です。そのためには、町が実施するさまざまな健診の受診率の向上や、健診から適切に医療や福祉につながる仕組みの充実が求められます。さまざまな病気や障がいの兆候について、情報提供の推進と相談体制の充実を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

④ 雇用と就労、多様な社会参加の推進

障がいのある人の就労の拡大に向けて、さまざまな法整備が進められています。本町でも一般企業への就労の拡大に向けた広報・啓発や、ハローワークやジョブコーチ等の関係機関・人材と連携した就労支援の一層の充実が求められます。そのほかにも、福祉的就労の拡大に向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、関係機関とも連携しながら本人が希望する地域活動やスポーツ、文化芸術活動などへの参加を促し、障がいのある人と社会の接点の拡大を図り、個性や能力を認め合う社会の土壌づくりに努めます。

⑤ 安全・安心対策の推進

障がいがあっても地域で安心して暮らすためには、防犯や防災に関する取り組みの充実が重要となります。防犯については、比較的軽度の障がいのある人が犯罪に巻き込まれたり、詐欺被害に合うリスクが高く、予防に向けて、学校とも連携した防犯教育の充実や地域と連携した見守り体制の充実に努めます。また、防災に関しては、令和３年の災害対策基本法の改正も踏まえ、地域と連携した災害時要援護者台帳の整備や個別避難計画の策定に努めます。また、町内の事業所等とも連携し、障がいのある人が安心して避難できる体制の充実を図ります。

⑥ 障がい児支援の充実

ニーズが拡大している障がい児支援について、乳幼児健診等を通じて早期発見や早期支援につなげる取り組みを推進するとともに、保護者が安心して前向きに子どもに向き合うことができるよう、ライフステージごとの切れ目のない相談支援、障害児福祉サービスや各種手当等の適切な提供に努めます。あわせて、子どもにとって学びと生活の場である学校について、子どもの発達状況に合わせた特別支援教育を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず子どもが交流できる環境をつくることで、お互いの個性や能力を認め合う、多様性と包摂性に富んだ地域づくりに努めます。

(3) 施策の体系

基本理念

障がいがあってもなくても、互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり

基本方針

1 差別の解消と
権利擁護の推進

2 生活支援のための
環境づくり

3 保健・医療サービ
スの充実

4 雇用と就労、多様
な社会参加の推進

5 安全・安心対策の
推進

6 障がい児支援の
充実

主要施策

1 差別の解消の推進

2 権利擁護の推進

3 情報提供の充実

1 重層的支援体制整備事業との効果的な連動

2 相談支援体制の充実

3 地域生活への移行支援

4 生活支援サービスの提供

5 重度障がい児・者等への支援

6 介助者・保護者等への支援

1 障がいの早期発見と重度化等予防の推進

2 精神保健・医療施策の推進

3 保健・医療・福祉の充実と連携の強化

1 就労支援の推進

2 雇用・就労機会の拡充

3 地域活動への参加の促進

4 スポーツや文化芸術活動の振興

1 地域と連携した見守り体制の充実

2 避難支援体制の充実

3 防犯対策の充実

1 切れ目のない相談支援の推進

2 福祉的支援の充実

3 特別支援教育の充実